

議案第 67 号

勝山市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

勝山市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

平成 29 年 2 月 28 日提出

勝山市長 山岸 正裕

提案理由

新たに産業医の報酬及び費用弁償の支給額を規定したいため、この案を提出する。

勝山市条例第 号

勝山市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

勝山市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例(昭和30年勝山市条例第31号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|------|--|
| (新設) | <p><u>(産業医の報酬及び費用弁償)</u> <u>第5条の2 産業医の報酬は、法律若しくはこれに基づく条例に別段の定めある場合を除くほか別表第5のとおりとする。</u> <u>2 産業医には、その職務を行うに要する費用を弁償する。</u> <u>3 弁償する費用は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料及び食卓料とし別表第5のとおりとする。ただし、市内において職務を行うために要する費用弁償の額は、一般職の勤務地内旅費支給額とする。</u></p> <p>別表第5(第5条の2関係)</p> |

| 区分 | 報酬 | 鉄道 賃及び船 賃 | 航空 賃 | 車賃 (1キロ メートル につき) | 日当 (1日に つき) | 宿泊料 (1夜に つき) | 食卓料 (1夜に つき) |
|---------|--------------------------------|----------------------|----------------------------|----------------------------|-------------------|--------------------|--------------------|
| | 円 | | | | | 円 | 円 |
| 産業 医 | 年額1 20.00 | 市長 相当 旅客 運賃 | 現に 支払 った 旅客 運賃 | 37 | 2,400 | 10,200 | 2,400 |
| | 0 診断1 回あ たり2 0.000 | | | | | | |

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。